

新仁会病院・新仁会病院介護医療院 医療機器安全管理委員会規程

(設置)

第1条 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の11第2項第3号の規定により、医療機器の安全管理を図り、患者の安全を確保するため、医療安全対策委員会の下部組織として、医療機器安全管理委員会(以下「委員会」という)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 医療従事者に対する医療機器の安全な使用のための研修の実施に関すること。
- (2) 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施に関すること。
- (3) 医療機器の安全な使用のために必要な情報の収集に関すること。
- (4) その他医療機器の安全な使用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医師
- (2) 臨床検査技師
- (3) 診療放射線技師
- (4) 看護師
- (5) 事務局員

※医療安全対策委員会メンバーをもって委員会メンバーとする

2 委員は、医師については院長が指名し、その他の委員については各職域の長が指名する。

3 医師を、医療機器安全管理責任者(医療機器の安全な使用を確保するための責任者をいう)とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、医療機器安全管理責任者たる委員をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎年1回、臨時会は必要に応じて開催する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

改訂 令和5年5月1日